

**学校給食システム構築・運用保守委託業務に
関する調達仕様書**

令和6年4月

学校教育部 保健給食室

目次

1	本事業の背景・課題及び目的	1
(1)	背景.....	1
(2)	課題.....	1
(3)	目的.....	2
(4)	現行のシステム構成概要.....	2
(5)	現行の導入システム.....	3
2	本事業の基本的な考え方	3
(1)	本事業の基本方針.....	3
(2)	前提条件.....	4
3	調達対象範囲（スコープ）	6
(1)	調達スコープの全体像と調達単位.....	6
4	契約期間・想定スケジュール	7
(1)	契約期間.....	7
(2)	想定スケジュール.....	7
5	業務要件	8
(1)	対象業務の範囲.....	8
(2)	サイジング要件.....	8
6	システム要件	9
(1)	機能要件.....	9
(2)	帳票要件.....	9
(3)	連携要件.....	9
(4)	データ移行要件.....	9
(5)	サーバ要件.....	9
(6)	サーバー環境の分離.....	9
(7)	セキュリティに関する要件.....	9
(8)	非機能要件.....	9
7	役務要件	10
(1)	実施体制、受託事業者の基本要件.....	10
(2)	プロジェクト管理方法.....	10
(3)	業務実施場所.....	11
(4)	要件定義.....	11
(5)	システム設計・構築.....	11
(6)	データ移行.....	11
(7)	システムテスト.....	12
(8)	マニュアル作成・研修.....	12
(9)	保守.....	13

8	納品物.....	14
(1)	納品物.....	14
(2)	納品形態及び部数.....	14
(3)	納品場所.....	15
9	その他要件.....	15
(1)	契約終了時の要件.....	15
(2)	SATSUKI ネットのネットワーク構成変更時の要件.....	15
(3)	ソフトウェア要件.....	15
(4)	個人情報保護及び機密保持.....	15
(5)	著作権等.....	15
(6)	留意事項.....	16
(7)	その他.....	16
10	その他提案を求める要件.....	16
(1)	中学校給食の全員喫食への移行に関する追加提案.....	16
(2)	AI 技術による献立作成に関する追加提案.....	16
(3)	アレルギー対応に関する保護者発信追加提案.....	16
(4)	発注業務に関する追加提案.....	16

【別紙資料】

別紙 1	新給食システム機能要件一覧
別紙 2	新給食システム帳票要件一覧
別紙 3	利用拠点情報一覧

1 本事業の背景・課題及び目的

(1) 背景

本調達を企画するに至った背景として、本市の給食システムについて状況及びシステム経緯を以下に示す。

ア 小学校給食

吹田市立小学校36校、全児童を対象に完全給食(主食・副食・牛乳)を実施している。
給食調理は自校方式として実施。献立作成及び物資発注は吹田市が一括で行っている。

イ 中学校給食

吹田市立中学校18校、希望の生徒を対象に完全給食を実施している。
給食調理は委託事業者による調理、デリバリー方式としており、食数管理は各事業者が実施している。

ウ 小学校給食献立システムの導入

平成12年度に、小学校の給食献立を作成することで自動的に栄養価を計算し、家庭配布用献立表(案)を作成するまでのシステムを構築し、現在も使用。

食数計算や物資発注処理については、別システム(表計算ソフト)等を活用することで、実施している。

今後、献立作成から食数計算、物資発注、学校徴収金システムまでの連携を行うことが可能なシステム導入が必要である。

エ 中学校給食システム

現在は、希望する生徒を対象に給食を実施しているが、全生徒を対象とした完全給食実施が求められており、近年度中に実施検討を行っている。

中学校給食献立作成システムは、現在は大阪府が無償で提供するソフトウェアを使用することで作成しているが、ソフトウェアの提供を令和6年度末終了(開発事業者の撤退)することが決定しており、代替の献立作成を行うシステムの導入を喫緊に行う必要がある。

なお、上記の完全給食実施時には小学校の給食とは一体的に実施する必要もあることから、小学校給食・中学校給食と同一システムの導入が必要な状況である。

(2) 課題

(小学校)

ア 献立システムについて

現在の小学校給食献立作成システムは、平成12年度に導入したシステムを、バージョンアップを行いながら使用している状況である。

しかし、導入後相当な年数が経過したシステムであることから、機能面等において陳腐化が目立ってきており、種々の問題に対応できていない状況が発生している。

※例:アレルギー児童への対応 残食に関する管理など

イ 献立作成方法について

現在の小学校献立システムについては、保健給食室に設置しているスタンドアローンの端末 1 台に導入しており、献立作成を行うため各学校の栄養教諭が出張し作業を実施しているため、相当数の勤務時間を要しており多大な負担が生じている。

ウ 献立システムからの連携について

献立システムで作成した内容は、その後別のシステムに連携することがないため、作成した献立から

物資発注作業及び食数変更、公会計化に伴う会計システム等、それぞれが手入力が必要な情報を入力して業務を行う必要がある。

(中学校)

ア 献立システムについて

現在の中学校給食献立作成システムは、大阪府が提供する無償の献立作成システムを使用して作成している。しかし、献立作成システムの作成事業者が撤退する等の事情により、令和 7 年度から現在使用している献立作成システムが使用できない状況となることから、新たな献立作成システムを吹田市として導入する必要がある。

(全体として)

ア 他のシステムとの連携について

現在の小・中学校の献立作成システムは、献立を作成する機能に限定されているため、出来上がった献立内容から発注業務、食数管理、給食費の管理といったことが行えない。こういったことを一連の流れとして実施することで、職員の負担軽減を図る必要がある。

(3) 目的

ア 小学校献立システムの更新

小学校の献立作成システムを更新することで、現在の陳腐化した献立作成システムより、わかりやすいインターフェースにより使いやすいシステムとする。また、ネットワーク対応のシステムとすることで、各校の栄養教諭が集まる必要がなく献立の作成をそれぞれが勤務場所で行うことができるようになり、負担の軽減を目指す。

イ 中学校献立システムの導入

令和 7 年度から中学校献立システムが使用できない状況となるため、中学校の献立作成システムを、吹田市独自で導入することで、令和 7 年度以降も中学校給食の運営を円滑に実施することが可能となる。

また、中学校給食は、希望者に給食を提供する方式であるが、今後全中学生が喫食となる中学校給食の実施検討をする中で、今アレルギー対応を含めた除去食等について対応を行う必要があり、対応が可能なシステムの導入を行う。

ウ 物資発注業務への連携

現在は、物資の発注業務を以下のとおり実施しており、今後は学校教育情報通信ネットワーク(以下「SATSUKI ネット」という。)を活用して、学校の人員をリアルタイムに把握することで発注業務にかかる作業時間の削減を目指す。

なお、中学校給食の現在については、専用サイトでの給食希望申込みの人員数を実際に把握し、システムに取込む機能が必要である。

エ 他システムとの連携

当市では、統合型校務支援システム及び学校徴収金システムを導入している。

これらのシステムと、今回構築する新給食システムの連携を行う事で、円滑な業務の遂行を目指す。

具体的な連携例としては、新給食システムと校務支援システムを連携し、校務支援システムからアレルギー児童・生徒情報を入力して、新給食システムに反映する。新給食システムと学校徴収金システムを連携し業務の効率化を目指す。

(4) 現行のシステム構成概要

現行 SATSUKI ネットの全体構成は以下のとおり。

SATSUKIネット システム構成図

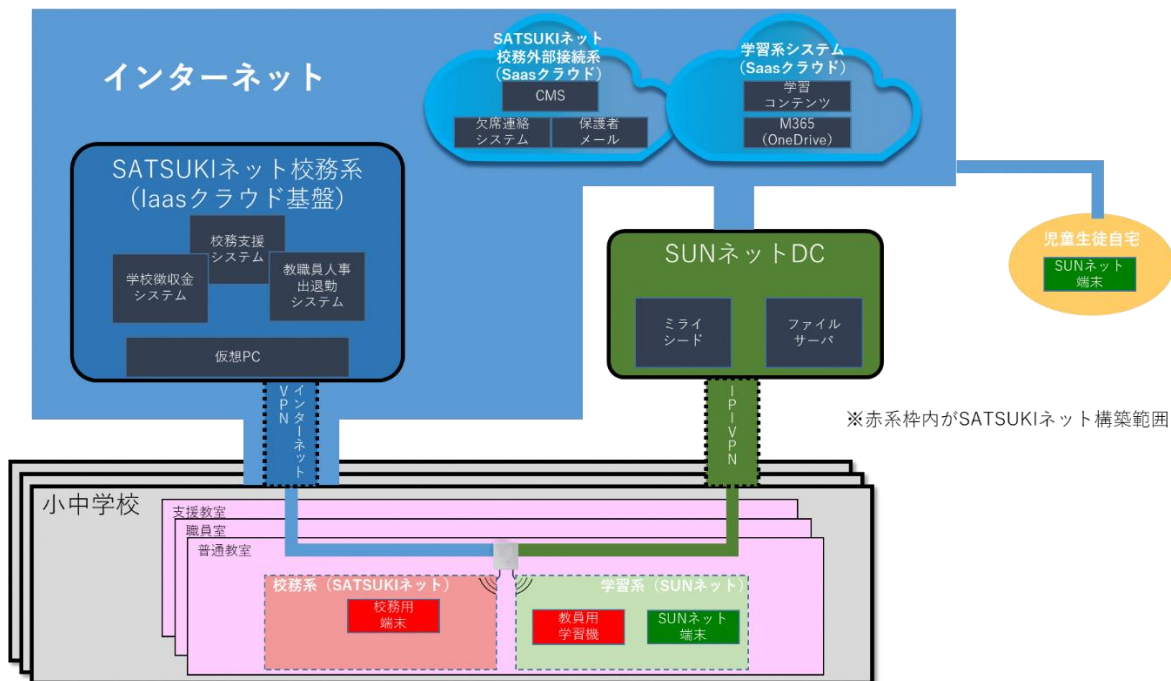


図 1 システム構成概要図（現行）

(5) 現行の導入システム

上記 図 1 システム構成概要図（現行）に記す、稼働している校務系システムは以下のとおり

ア 校務支援システム

株式会社両備システムズ「校支援」

イ 学校徴収金管理(システム)

日本ソフトウェアマネジメント株式会社「学校徴収金管理システム 徴収マネージャ」

ウ 職員人事情報・勤怠管理(システム)

富士通 Japan 株式会社「Time-Pro」

エ 小学校献立システム(スタンドアローン運用のため上記の図には記載せず)

株式会社総合システム技研「献立名人」

オ 中学校献立システム(スタンドアローン運用のため上記の図には記載せず)

大阪府学校給食会「学校給食管理システム おおさか Q ネット」

2 本事業の基本的な考え方

(1) 本事業の基本方針

本事業における基本方針は以下のとおりである。

ア 小学校献立システムの更新

- ・わかりやすいインターフェースにより使いやすいシステム。
- ・ネットワーク対応のシステムとして、各校の栄養教諭が集まる必要がなく献立の作成をそれぞれが勤務場所で行うことができるようになる。
- ・他システムとの連携(主に校務支援システム、学校徴収金システム)

- ・給食事務の効率化(学校からの人員報告、物資発注業務、残食率の管理、物資見積の管理等)を図れること。
- ・食物アレルギー児童への連携プラットフォーム(アレルギー食材の情報発信)等の導入
- ・物資発注業者への発注手段として、業務の効率化を見据えた方法の導入(専用サイト、電子メール等)

イ 中学校献立システムの導入

- ・現在の給食希望者への、デリバリー給食方式に対応したシステム。
- ・わかりやすいインターフェースにより使いやすいシステム。
- ・ネットワーク対応のシステムとして、各校の栄養教諭が集まる必要がなく献立の作成をそれぞれが勤務場所で行うことができるようになる。
- ・WEBにある、保護者が給食希望日を入力する発注システムと連携して、物資発注業務へと繋がるシステムであること。
- ・給食事務の効率化(残食率の管理、物資見積の管理等)
- ・食物アレルギー生徒への連携プラットフォーム(アレルギー食材の情報発信)等の導入
- ・物資発注業者への発注手段として、業務の効率化を見据えた方法の導入(専用サイト、電子メール等)
- ・令和8年度以降に導入を検討中の、中学校給食の全員喫食を実施するためのシステムの変更。
- ・中学校給食の全員喫食実施時に、システム変更の混乱を最小限と抑えるよう、システムの改変(ユーザーインターフェース等の変更)が最少となるように、システムを構築すること。

ウ 物資発注業務への連携

- ・現在小学校給食は、物資納品事業者に対して、見積り合わせや物資発注等の連絡については、FAXを用いたアナログな業務を実施しているため、物資納品事業者への専用サイトや電子メール等により、対事業者への事務を効率化すること。
- ・中学校給食は、給食調理を行う委託事業者が、給食の申込み数に応じて発注を行うため、発注システムは必要ない。ただし、今後中学校給食の全員喫食が行われる際には、発注システムは必要となることから、予め機能としては有しておくこと。

エ 他システムとの連携

- ・当市では、統合型校務支援システム及び学校徴収金システムを導入していることから、これらのシステムと、今回構築する新給食システムの連携を行う事で、円滑な業務の遂行を目指すこと。
- ・連携として以下の連携を行う事
 - (ア) 新給食システムと校務支援システムを連携し、校務支援システムからアレルギー児童・生徒情報を入力して、新給食システムに反映する。
 - (イ) 新給食システムと学校徴収金システムを連携し徴収業務の効率化を行う。

オ その他

- ・上記のほか、人的作業(手作業による登録・収集・加工・確認など)が残っている業務については、システム化を行い、本市職員及び栄養教諭の負荷軽減を行いつつ正確性や効率性の担保を図る。
- ・現時点でシステム化が行われている業務システム(校務支援システムなど)については、パッケージシステムの利用を前提として従来の利用における課題事項の解決を図る。

(2) 前提条件

本調達の調達範囲には、本システムの利用に当たって必要となるハードウェア、ソフトウェアの導入及び委託作業を含めるものとする。

また、ソフトウェアについては、利用者が問題なく利用できるよう、必要となるソフトウェアライセンスや、その他の使用許諾を得ることとする。

本業務にて調達するシステムについて、以下に示す前提条件に準ずること。

- ・ システム稼働後 10 年間は利用可能(サポートが行われる)な技術・言語を使用すること。

- パッケージソフトを利用した構築を基本とし、発注者の特性に適合させるが、システムの根幹に関わるカスタマイズは、原則実施しないこと。
- 新給食システム稼働にあたり、前給食システム(小学校給食・中学校給食)のデータを引き継ぐこと。
- 国及び都道府県等の制度改正や法令改訂により、システム改修の必要性が生じた場合は、追加コストが発生することなく、速やかに改修を実施すること。
- 提供するシステムはクライアント・サーバシステム方式または Web 方式にて動作するシステムであること。

3 調達対象範囲（スコープ）

(1) 調達スコープの全体像と調達単位

ア 調達スコープの全体像

本事業において調達するシステムの全体像は、次の構成となる。

新給食システム構築後 システム構成図

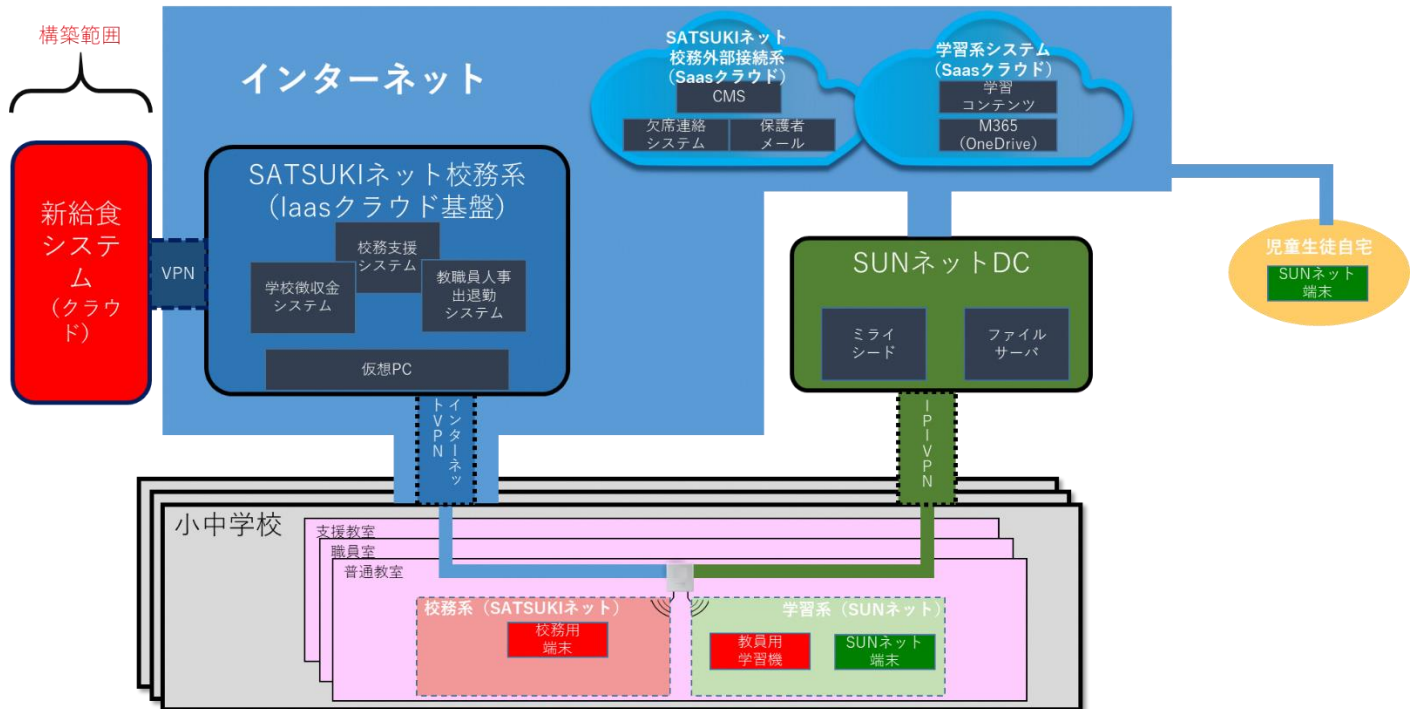


図 2 全体概要図

本システムを利用する拠点は 57 拠点(小・中学校 54 校)と教育センター・さんくす庁舎・本庁とし、SATSUKI ネット(校務系)に関するシステム及びサーバへは、インターネット回線上に設けた VPN 回線(インターネットVPN)を経由し、IaaS クラウド上の仮想 PC へ接続し、システムを利用する。

また、行政系 VLAN と IaaS クラウドとの間を IP-VPN 回線で接続し、行政系 VLAN に接続されている事務なび端末を仮想 PC に接続しシステムを利用する。(上記図では記載を省略している)

※本システムを利用する各拠点の一覧は別紙 3「利用拠点情報一覧」を参照。

イ 調達単位

(ア) 新給食システム構築・運用保守業務(本業務)

新給食システム導入・構築及び保守業務。

(イ) 新給食システムと SATSUKI ネット接続設定業務(本業務の対象外)

■ SATSUKI ネット接続設定

新給食システムと SATSUKI ネットを接続させるためのサーバやネットワーク等に関する接続設定業務。

■ 接続回線整備

新給食システムと SATSUKI ネットをセキュアに接続するための回線(VPN 回線)の整備業務。

■ SATSUKI ネット校務系内への設定

SATSUKI ネット校務系でのショートカットの設定等を、全ての端末または使用する端末十スする業務。

4 契約期間・想定スケジュール

(1) 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

本システムの稼働開始日を令和 7 年 4 月 1 日とし、それまでに、システム設計・構築、初期データの登録、システムテスト及び各種研修を実施するものとする。

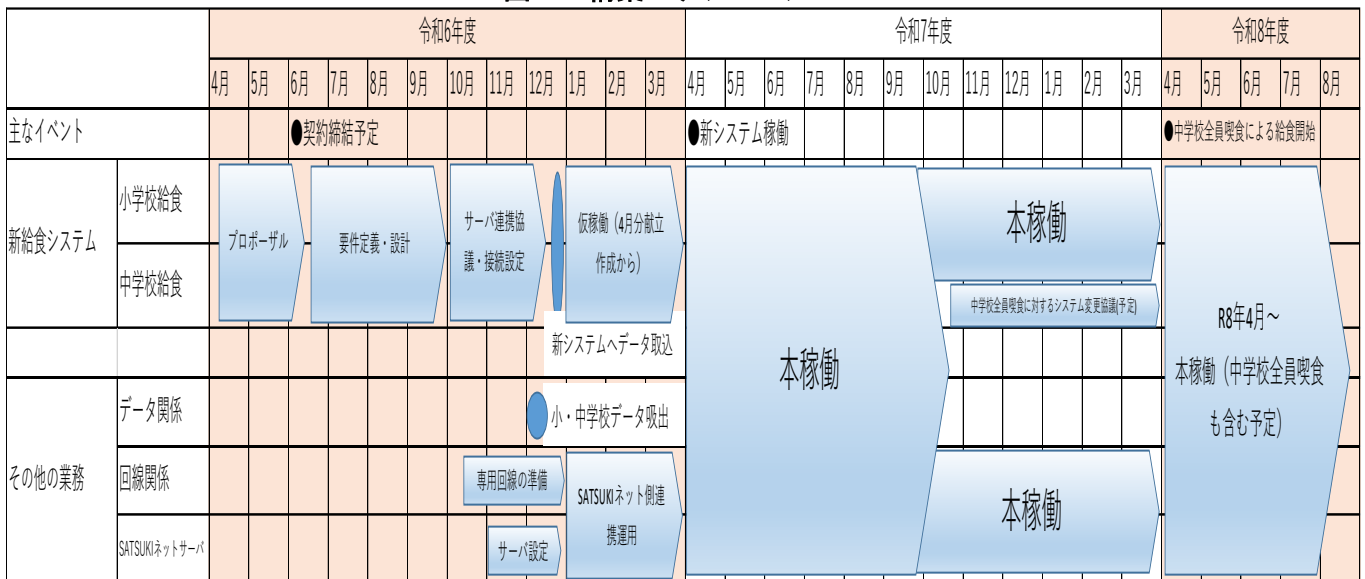
なお、本システムの利用期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとし、利用期間のシステム運用・保守業務、ヘルプデスク、各種研修等を実施するものとする。

期間	内容
契約締結日～ 令和 6 年 12 月 31 日	構築期間（構築フェーズ） ・システム設計・構築、初期データ登録、システムテスト、各種研修
令和 7 年 1 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日	運用準備期間(令和 7 年 4 月分献立から) (構築フェーズ) ・運用準備・システムテスト、ヘルプデスク、各種研修等
令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 11 年 3 月 31 日	運用・保守業務（運用・保守フェーズ） ・システムの運用・保守業務、ヘルプデスク、各種研修等

(2) 想定スケジュール

構築スケジュールは、以下に示すとおり。

図 3 構築スケジュール



5 業務要件

(1) 対象業務の範囲

本システムでシステム化を実現する業務の範囲は、別紙1「校務支援システム機能要件・帳票要件一覧」における機能分類にて示す。

(2) サイジング要件

本システムを利用する予定のユーザ数及び端末台数は以下のとおり。(令和6年5月1日現在)

ア ユーザ数

分類	学校数	利用者数
小学校	36校	23人(栄養教諭)+36人(各学校養護教諭)+36人(各調理場)
中学校	18校	2人(栄養教諭)+18人(各学校養護教諭)+※18人(各調理場)
その他 (教育委員会事務局等)	3拠点	20人
合計	57拠点	153人

※中学校各調理場18人については、中学校給食の単独調理方式採用時に必要となるユーザ数

イ 利用端末台数

端末利用環境			台数
校務系	教職員端末	小・中学校教職員の仮想PC	1,862台
	事務職員等端末	事務職員等の仮想PC	10台
	研修用端末	研修用の仮想PC	31台
行政系	事務なび端末 ※仮想PCに接続	小・中学校事務職員の仮想PC	54台
		教育委員会職員等の仮想PC	※126台
仮想PCの合計			2,113台

※教育委員会職員等の仮想PCは、今後各校の給食調理員の増台にも対応すること。

6 システム要件

(1) 機能要件

システム機能として、別紙1「新給食システム機能要件一覧」に示す要件を満たすこと。

(2) 帳票要件

帳票出力機能として、別紙2「新給食システム帳票要件一覧」に示す帳票要件を満たすこと。

(3) 連携要件

校務支援システム「校支援」にて管理する「児童・生徒情報」と「アレルギー情報」等のデータ連携を行うこと。

(4) データ移行要件

現行の献立システム(小学校給食・中学校給食)が格納・管理する情報を原則全て移行すること。

(5) サーバ要件

ア 新給食システムで稼働するクラウドサーバは本業務で調達すること。

イ 新給食システムにおいて、上記のサイジング要件で使用するうえで十分な性能を有すること。

(6) サーバ環境の分離

サーバ環境は、本番環境に加え、開発・テスト・検証・研修用の環境を事業者が準備すること。

新給食システムの構築に必要なOSを含むソフトウェアやパッケージを準備して構築を行うこと。

(7) セキュリティに関する要件

新給食システムが稼動する上で必要となる運用管理・監視・セキュリティ等に関するソフトウェアライセンス(バックアップソフト、ウィルス対策ソフト、運用管理ソフトウェアエージェント等)については、本業務の調達範囲とする。

(8) 非機能要件

ア 性能要件

新給食システムは、以下の性能要件を満たすこと。

(ア) オンライン処理

基本的なオンライン機能(献立等のあいまい検索による大量の画面表示等を除くもの)のレスポンスタイムについて、通常時はボタン押下から3秒以内、繁忙期はボタン押下から5秒以内で画面表示されることが望ましい。

(イ) バッチ処理

新給食システムにバッチ処理が存在する場合、その処理の立会いのために職員が時間外勤務を行う必要がないよう、できる限り短時間で終了する性能を有していること。

(ウ) 同時接続数

新給食システムへの同時接続数は「50(2) サイジング要件」に示すサイジング要件のユーザ数の最大80%とし、利用者がストレスなく円滑に業務を実施できるよう性能を満たすこと。

イ セキュリティ要件

新給食システムは、以下のセキュリティ要件を満たすこと。

(ア) セキュリティ対策の実施

受託事業者は、新給食システム運用時のセキュリティ上の脅威を分析し、必要に応じてセキュリティ対策を講じること。

(イ) セキュリティ実施手順の取りまとめ支援

受託事業者は、本市が新給食システムを利用、運用するうえで必要となるセキュリティ対策やユーザ ID の管理手法、情報漏えい防止策などについて、本市の取りまとめ作業に必要な情報の提供など、本市作業の支援を行うこと。

(ウ) ログ管理

新給食システムへのログインから、各種データの参照・更新等、ユーザごとのシステム利用ログを取得できること。

(エ) 認証・権限管理

新給食システムへのログインはユーザごとに、ID/パスワード等を用いて、適切に認証できること。また認証されたユーザ、又は複数のユーザを束ねたグループ(職種等)単位で、機能及びデータへのアクセス権限を設定できること。

7 役務要件

(1) 実施体制、受託事業者の基本要件

ア 管理者の設置

受託事業者は、従事する要員への業務の割り当てや調整等、業務全体の進行管理や本市との連絡調整を行う管理者を設けること。

イ 受託者に求める役割

受託事業者は、以下の業務を実施すること。

- ・ プロジェクト管理
- ・ 要件定義
- ・ システム設計・構築
- ・ データ移行
- ・ マニュアル作成・研修
- ・ システムテスト
- ・ 保守

(2) プロジェクト管理方法

ア 工程管理

プロジェクト開始時にプロジェクト計画書を作成し、体制やスケジュールの他、工程の定義(要件定義、外部設計・内部設計、開発・カスタマイズ、環境設計・構築、テスト、移行、研修等)、各工程の成果物、工程完了条件等を明確にすること。

イ 進捗管理

プロジェクト計画策定時に定義したスケジュールに基づく、進捗管理を実施すること。

一定期間(概ね 1 ヶ月に 1 回程度)で進捗報告書を作成のうえ、プロジェクトの責任者が教育委員会に対して進捗を報告すること。

進捗及び進捗管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。

ウ 品質管理

プロジェクト計画策定時に定義した品質管理方針に基づく、品質管理を実施すること。

設計書やテスト等の成果物について、品質を報告すること。各工程が完了した段階での工程完了判定報告書も作成すること。

品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること。

エ 課題・リスク管理

システム開発期において、発生している課題や、今後の問題となりそうなリスクを洗い出し、その対応策と共に報告すること。また、リスクが顕在化した場合は課題として管理すること。

課題発生時には、速やかに対応策を明らかにし、発注者と協議のうえ、対応方法を確定し、課題が解決するまで継続的に管理すること。

オ 変更管理

仕様確定後に仕様変更の必要が生じた場合には、受託者は、その影響範囲及び対応に必要な工数等を識別したうえで、変更管理ミーティングを開催し、発注者と協議のうえ、対応方針を確定すること。

カ 会議体管理

システムや機器の導入・構築及び運用・保守を実施するにあたって、必要となる会議を開催すること。

(3) 業務実施場所

受託事業者の作業場所は、クラウドシステムであるため本市は用意しない。

ただし、要件定義等本市との協議が必要な場合については、本市がスペースを準備する。

(4) 要件定義

- ・ 受託者は、本仕様書に基づき本業務において開発するシステムの機能要件を分析・定義し、稼働環境の調査その他必要な調査・検討を行い、当該システムに係る仕様書(以下「システム仕様書」という。)を確定する業務(以下「システム仕様書確定業務」という。)を実施すること。
- ・ 受託者は、システム仕様書確定業務の実施に際し、発注者に対して必要な協力を要請できるものとし、発注者は受託者から協力を要請された場合には速やかにこれに応ずるものとする。

(5) システム設計・構築

- ・ 受託者は、本調達仕様書及び要件定義書に基づいて、本システムの設計を行うこと。
- ・ システムの開発に必要な環境は受託者にて用意すること。
- ・ 受託者は本システムの導入のために必要となる各種テスト及び構築作業を行うこと。
- ・ 各テストで使用するテストデータに関しては、受託者においてテストデータを準備すること。なお、総合テスト以降のテスト工程において、実データが必要な場合には、別途発注者と協議すること。
- ・ 構築作業に伴う既存ネットワーク機器設定変更については、関係各所と十分な調整を行うこと。
- ・ 本システムの引き渡しにあたっては、構成するすべてのソフトウェア設定を完了し、本番稼働できる状態としておくこと。

(6) データ移行

ア システム移行

システム移行については、以下に示す内容を踏まえ、実施すること。

(ア) 移行データ

以降するデータは、吹田市の現行小学校献立・中学校献立システムに蓄積されている原則全ての情報を対象とする。

なお、現行システムに蓄積されていない「過去データ(紙や外部媒体等で管理されているデータ)」は移行対象外データとする。

また、採用するシステムによって、必要な追加項目が不足し、登録が必要な場合は、登録を実施すること。

現行システムからのデータ抽出については、現行システム事業者が実施をする予定であり、移行データの提供方法は、CSV や固定長等のテキストデータでの提供を予定している。

イ 本番環境への移行・切替作業

本システムの本番稼働に際して、必要なシステム切替作業を実施すること。

既存システムからの新システムへ更改する場合は、データの表記方法(英数字の半角・全角等)が異なる可能性があるため、表記方法の差異を明らかにすること。また、表記方法について発注者と合意の上、データを移行すること。

(7) システムテスト

- ・ システムテストは、実際の運用に合わせたシステム全体の機能及び性能の確認、発注者による運用マニュアルの検証、運用担当者による運用訓練、エンドユーザによる総合的な機能検証を目的とする。
- ・ システムテスト実施前に、具体的な内容について発注者と協議すること。
- ・ 協議状況を踏まえたシステムテスト計画書、システムテスト実施手順書、システムテストシナリオ等を作成し、発注者に提出すること。
- ・ システムテスト終了後には、システムテスト結果報告書を作成し、発注者に提出すること。

(8) マニュアル作成・研修

- ・ システム利用者向けのシステム利用マニュアルの他、運用者向けマニュアル、管理者用マニュアルを作成し、提供すること。
- ・ 小・中学校及び教育委員会の教職員に対し、システム利用マニュアルの説明、及び実機を用いた操作方法や運用方法に関する本稼働前研修を、各小・中学校及び教育センターで実施すること。
- ・ その際、通常の業務運用のみでなく、システム障害が発生した場合の対応(問い合わせ方法)等も研修に含めること。合わせて、運用事業者が運用業務を行うために、必要な引継ぎを行うこと。
- ・ 以下の表内に示す実施回数及び対象者等は、受託者が最低限実施する内容であるため、具体的な研修の内容、回数、期間、1回あたりの時間等については提案すること。

項目	研修回数・対象者等
本稼働前研修	回数:合計5回 対象者:全教職員(50(2) サイジング要件を参照) 実施期間:本稼働前まで 1回あたりの時間:約2時間程度 ※具体的な研修方法(対面研修、リモート研修など)については、本市と協議し決定するものとする。また、いつでも研修を受けることが出来る動画研修材料は準備すること。
稼働後研修	回数:年1回 対象者:新任栄養教諭、人事異動による配属された教育委員会職員 実施期間:毎年度の年度当初

	1 回あたりの時間:約 2 時間程度 ※具体的な研修方法(対面研修、リモート研修など)については、本市と協議し決定するものとする。また、いつでも研修を受けることが出来る動画研修材料は準備すること。
--	---

- 各研修で利用する研修テキスト等は、受託者が参加人数分作成し、提供すること。

(9) 保守

- ア システムを安定稼働させるために必要な保守作業を行うこと。保守対応時間は、平日 9 時 00 分から 17 時 30 分とする。
- イ 保守連絡窓口は 1 つとし、一元的に受付を行うこと。
- ウ 障害対応及び設定作業は、原則としてリモート保守とし、必要に応じて各学校やさんくす庁舎、教育センターで行うこと。
- エ 保守対応時間内に障害が発生した時は、運用者からの連絡受付後、概ね 2 時間以内に復旧対応を行うこと。障害対応完了後には、障害対応報告書を作成し、提出すること。
- オ 本市が別途契約する運用事業者、端末及び周辺機器保守事業者、センターサーバ環境保守事業者、通信回線事業者等と連携をとり、新給食システムの円滑な運用、保全、復旧に努めること。
- カ 新給食システムに関する操作方法等の問い合わせ対応を行うこと。
- キ 保守作業によりシステム構成に変更が発生した場合、関連するドキュメントを速やかに更新して提出すること。また、変更内容について、運用事業者に引継ぎを行うこと。
- ク 給食に関する制度改正対応や機能強化・改善等により、導入する新給食システムパッケージがバージョンアップされた場合、可能な限り本市導入システムにも適用すること。
- ケ 概ね年に 2 度程度(4 月及び 5 月)、人事異動・機構改革に伴う、ユーザアカウントやデータ保管領域の一括設定変更、その他本調達範囲におけるシステム機能に関する対応を行うこと。
- コ サーバの OS やミドルウェアのセキュリティパッチの情報収集を行い、本市と協議の上、適用作業を実施すること。
- サ システムの脆弱性が確認された場合、速やかに情報提供するとともに、本市からの問い合わせに回答すること。万が一、外部からの不正アクセスや情報漏えい等のセキュリティ事故が発生した場合、速やかに対応するとともに本市に報告すること。また、本市からの求めに応じて、速やかに関係するログデータを提出すること。
- シ 月に 1 回、前月分の障害対応や問い合わせ対応の状況、定期点検の結果、各種アクセス記録・統計、課題とその解決策等を月次報告書にまとめ、本市に報告すること。また、年に 1 回、毎月の月次報告書のまとめやシステムの改善提案等を含めた年次報告書を作成し、年次報告会議で本市に報告すること。
- ス 委託期間満了のタイミングでシステムを再構築する場合、後継システムのテスト、及び本番稼働のタイミングで、後継システムへの移行用のデータ抽出作業を行い、後継システム導入事業者に渡すまでを、保守費の範囲に含めること。また、移行用データの仕様に関するドキュメントも合わせて提示するとともに、後継システム導入事業者から質問がある場合、対応すること。

8 納品物

(1) 納品物

ア 構築工程における納品物

構築工程における納品物を、表 1 に示す。

表 1 構築工程における納品物

工程	納品物	記載内容
プロジェクト管理	プロジェクト計画書	プロジェクトを遂行する上で作業概要、体制、スケジュール(WBS)、会議体、進捗管理方法、体制図等
	進捗報告書等	必要に応じて、進捗報告書や中間報告書等
	課題管理表	発生した課題内容と対処内容、対応期限、進捗ステータス
	工程完了報告書	工程における作業結果、品質に関する報告等
	議事録	プロジェクトにおける会議を開催した際の会議内容議事録(会議後 5 営業日までに提出)
要件定義	要件定義書	システム要件の整理結果
システム設計・構築	システム設計書	システム方式、システム構成、パラメータ設定、カスタマイズ内容等
データ移行	移行計画書	移行に関する計画(スケジュール、対象データ、データ凍結日、リハーサル回数等)
	移行結果報告書	移行の結果報告(移行後の検証結果等)
システムテスト	システムテスト計画、テスト結果報告書	テストの実施計画(手順、環境、スケジュール、テスト仕様等)、テストの実施結果(テスト消化件数、不具合件数、不具合対応状況)
マニュアル作成・研修	研修計画	研修会の開催予定、実施方法、開催頻度、研修の目的等を定めた計画
	研修テキスト	研修に使用するテキスト
	システム利用マニュアル、運用者用マニュアル、管理者用マニュアル	新給食システムの利用及び運用に関するマニュアル等

イ 保守工程における納品物

保守工程における納品物を、以下に示す。

表 2 保守工程における納品物

納品物	記載内容
障害対応報告書	発生した障害の内容及び影響範囲、障害への対応結果等
学期次報告書	学期毎の障害対応や問い合わせ対応の状況、定期点検の結果、各種アクセス記録・統計、課題とその解決策等
年次報告書	月次報告書のまとめ、システムの改善提案等

※各報告書の提出時には、会議形式として担当者との協議を行うことを想定。(オンライン形式可)

(2) 納品形態及び部数

- 各委託範囲の仕様で示す各種書類を提出期限までに、成果品一覧を付して遅延なく提出すること。その他、本市と協議の上必要と判断された成果品については、別途提出すること。
- 納品形態は、紙媒体での納品(1部)に併せて、CD-R等に記録した電子媒体(正・副合わせて2部)

とする。なお、納品時には最新のウィルスに対応したウィルス対策ソフトによりチェックを行うこと。

- ・ 電子ファイルの形式は、原則、Microsoft Office ファイル形式とする。それ以外の形式を使用する場合は本市と協議のうえ、使用を決定するものとする。

(3) 納品場所

発注者が指定する場所とする。

9 その他要件

(1) 契約満了時の要件

- ・ 本契約が満了した場合、必要な機器についてデータ移行やバックアップを行った後、返却や廃棄する機器については確実に破壊廃棄やデータ消去を行い、廃棄証明やデータ消去証明書及び作業報告書を提出すること。
- ・ 契約満了が到来する場合、本市の要求に基づき 6 年目以降の契約延長を可能とするとともに、同条件で契約延長を行う場合は、1～5 年目の年間保守運用料と同額以下による契約締結が可能であること。
ただし、情勢の変化や税額の変更等により同額以下による契約延長が困難な場合については、本市と協議の上で金額を定めることとする。

(2) SATSUKI ネットのネットワーク構成変更時の要件

- ・ 現在の SATSUKI ネットの保守契約は、令和 9 年 12 月 31 日までとなっており、その後のネットワークについては、契約事業者の変更によるネットワーク再構築や、契約延長等が考えられる。その場合においても、新たな SATSUKI ネット構築事業者と協力し、新給食システムのセキュリティレベルが変わることなく使用出来るよう、システムを新ネットワークへ対応させること。

(3) ソフトウェア要件

- ・ ソフトウェア全般に関して、導入後にサポート切れとならないよう、最新版を優先(ただし、実績・サポート期間・経費・保守体制などを総合的に考慮)する等、システム運用に支障のないものを使用すること。
- ・ スクールセット品やアカデミックライセンス品がある場合は、それを使用すること。

(4) 個人情報保護及び機密保持

- ・ 児童・生徒、教職員等の関係者の個人情報を取り扱う場合には、「吹田市個人情報保護条例」、「吹田市教育情報セキュリティポリシー」を遵守し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護の対策を講じること。
- ・ 業務上知り得た情報の持ち出し、目的外利用、第三者への開示及び譲渡等は一切行わないこと。契約満了後及び契約の解除においても同様とする。
- ・ 受託事業者は、必要に応じて関係者全員の作業別名簿並びに秘密保持に関する誓約書を本市に提出すること。
- ・ 受託事業者は、本業務の従事者に情報セキュリティに関する遵守事項を周知し、対策を徹底させること。

(5) 著作権等

- ・ 納品物に関する著作権等一切の権利は、従前から著作権を有している場合を除き、本市に帰属するものとする。
- ・ 納品物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、受託事業者は当該著作権の使用に関する負担を含む一切の手続きを行い、第三者の著作権その他の権利を侵害していないこと。

(6) 留意事項

- ・ 受託事業者は、委託業務の範囲を一括して他の事業者へ委託してはならない。委託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ本市の承諾を受けること。
- ・ また、承諾の際に、委託業務内容及び第三者に事業者名を明記した書面とともに、第三者の身元を明らかにする資料等を提出すること。なお、第三者から、さらに他の事業者への委託は一切認めない。
- ・ 業務における何らかの事故が発生したときに受託事業者は、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を本市に報告し、応急処置を行った後に、書面により本市に詳細な報告及びその後の方針案を提出すること。

(7) その他

- ・ 障害原因の切り分け作業等に際し、特別な機器を持ち込む必要がある場合は、事前に本市の了解を得ること。なお、当該機器にかかる経費は、受託事業者の負担とする。
- ・ 本業務の勤務中は、写真付きの名札を着用すること。
- ・ 本市の施設に立ち入る場合には、事前に本市の承諾を得ること。
- ・ 本仕様にて定めのない事項については、受託事業者と別途協議の上決定する。

10 その他提案を求める要件

(1) 中学校給食の全員喫食への移行に関する追加提案

本市は、現在は選択制デリバリー給食を実施しており、導入当初はその給食に対応したシステムとする必要がある。しかし、令和8年度以降に中学校給食の全員喫食を実施するためのシステムの変更を行う必要があり、スムーズなシステム移行を以下に実施するかが課題となると考えている。このスムーズな変更をいかに行うかに関する追加提案を求める。

(2) AI技術による献立作成に関する追加提案

本市は神奈川大学とAI技術による自動献立作成システムについて、一定の研究及び検証を行ってきた。新給食システムにおいても、このAI技術を出来る限り導入し、献立作成に係る業務を削減したいと考えている。しかし、AI技術については、効果等について明確な指数を示せていないため、導入要件及び詳細仕様としては記載しないが、各事業者において可能な限り神奈川大学とのAI技術連携を進め、今後のAI技術導入に繋がる追加提案を求める。

(3) アレルギー対応に関する保護者発信追加提案

本市のアレルギー対応は、各校の栄養教諭を中心として手作業により作成したアレルギー対応食の情報発信を実施している。これらをシステム化し、メール配信、WEBデータ等により各保護者へ情報を発信することとする等、業務の削減に関する追加提案を求める。

(4) 発注業務に関する追加提案

本市の各事業者への発注業務は、現在はFAXで送信するといったアナログな業務を実施している。この発注業務を、電子メール、各事業者向けの専用サイト等に移行することでスマート発注システムへと移行する必要があると感じており、可能な限り業務の削減に関する追加提案を求める。

以上